

平成22年(行コ)第300号 公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件
控訴人 藤永知子 外18名
被控訴人 埼玉県知事 外 4名

準備書面(5)

平成25年 6月28日

東京高等裁判所第24民事部口S係 御中

被控訴人ら訴訟代理人 弁護士 関口幸男



被控訴人らは、控訴人の準備書面(13)の主張に対し、下記のとおり反論する。

第1 ダム使用権設定申請を取り下げる権利について

1 特ダム法の費用精算ルールについて

控訴人らは「この特ダム法施行令の改正により、ダム使用権設定予定者は、自らの判断によりダム事業から撤退すること、すなわち、ダム使用権設定申請を取り下げることができることになっている」と主張する。

しかし、特ダム法第12条は、ダム使用権の設定申請が却下されたり、取り下げられた場合の建設費負担金の還付について定めるものであり、ダム使用権設定申請を設定予定者が自由に取り下げる権利を定めるものではない。治水・利水から見て、ダムによって創出される水利を利用する必要のないことが客観的に明らかであるような特段の事情がある場合でない限り、それを自由に取り下げることができないという制約があるのである。

(平成24年10月17日付被控訴人準備書面(1)1頁、第1部第1の2)

そもそも被控訴人は、原審から一貫して主張しているとおり、本件ダム

は治水・利水いずれの点においても効用が認められ、その利益を受けることとなるので、ダム使用権設定の申請を行ったものであり、控訴人の主張は失当である。

2 埼玉県の水需給の見通しについて

控訴人は、被控訴人が2007（平成19）年12月に作成した「埼玉県長期水需給の見通し」は2015年が目標年度であり、「埼玉県が平成25年1月に発表した将来人口の推計によれば、2010年719万人の県内人口は、2015年725万人、2020年724万人、2025年716万人、2030年703万人と2015年をピークに県内人口は減少し、しかも、その減少速度は徐々に高まると予測されている。一方・・・長期的には県内人口の減少と相まって大幅に減少することは必至である」と主張している。

被控訴人が2007（平成19）年12月に作成した「埼玉県長期水需給の見通し」で使用した当時の将来人口の推計のデータは、当時（平成19年度～23年度）の「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」（5か年計画）で使用したものである。（乙第116号証14頁）

水道の計画、設計にあたっては、多くの事業体が参考とする「水道施設設計指針」（平成12年3月、社団法人日本水道協会発行。乙第169号証。以下「設計指針」という。）において、「事業の長期化に伴って施設整備の途上で整備計画と社会的ニーズの不整合が生じる可能性がある。このため、国や自治体が策定する長期的な地域・社会整備方針や『広域的水道整備計画』等の上位計画との整合を図ることが重要である。」（乙第169号証13頁右段20行目ないし24行目）とされている。

今回の平成25年1月に発表した将来人口の推計（下表参照）は、平成19年12月に作成した「埼玉県長期水需給の見通し」で使用した推計人口に比べて、推計人口が増加しているものであり、逆に水需給が増える要

因となるものである。

【将来人口推移】

	埼玉県長期水需給の見通し(平成19～23年度の5か年計画)	埼玉県が平成25年1月に発表した将来人口推移	増減
2010年	706万人	719万人	13万人増
2015年	698万人	725万人	27万人増
2020年	683万人	724万人	41万人増
2025年	記載なし	716万人	—
2030年	記載なし	703万人	—

なお、厚生労働大臣による水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けている地方公共団体は、厚生労働省が定めた水道施設整備事業の評価実施要領（平成16年7月12日付健発第0712003号）に基づき、社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況等を踏まえたコスト縮減、代替案立案等の可能性の検討により、原則として5年経過ごとに当該水道施設整備事業の再評価を行い、必要に応じて事業の見直し等をすることとされている。

埼玉県企業局では、埼玉県営水道事業評価実施要綱（乙第170号証）及び埼玉県営水道事業評価委員会設置要綱（乙第171号証）に基づき、公平な立場にある学識経験者等により構成された事業評価委員会を設置し、平成17年1月31日、八ッ場ダムを含む「7-2水道水源開発施設整備」事業の費用便益比を1.19とした「埼玉県営水道事業の再評価」（乙第172号証の1の16頁25行目ないし31行目）を審査し、同委員会の「『埼玉営水道事業の再評価』に関する意見書」（乙第172号証の2）において、埼玉県営水道における八ッ場ダムを含む「水道水源開発施設整備事業」及び「水道広域化施設整備事業」の継続は適切であると認められている。

また、約5年が経過した、平成22年2月1日に行われた事業評価におい

ても、八ッ場ダム、霞ヶ関導水及び特定広域化施設整備事業を一括して評価した結果の費用便益（評価の基準年度：平成21年度）2.29などを審査し（乙第173号証の1の6頁）、「埼玉県営水道事業評価委員会の意見書」（乙第173号証の2）において、平成17年時と同様に、埼玉県水道用水供給事業における「水道水源開発施設整備事業(八ッ場ダム)」などの継続は妥当であると認められている。

さらに附言すれば、控訴人・被控訴人のいずれにおいても計画は将来の予測推計に基づくもので、絶対的なものではない。行政施策としては、将来の予測において、異常気象、災害等も想定し、安全度の高い方へ予測し、対策を考えるべきものである。

また、水道の基本計画策定にあたっては、「設計指針」において、水道は、平常時の水需要に対応した給水はもとより、地震・渴水等の災害時及び事故等の非常時においても、住民の生活に著しい支障を及ぼすことがないよう、給水の数量的な安定性を確保することが求められている。そのためには、水資源の安定確保をはじめ、水道施設全体としてバランスのとれたゆとりを持つ必要があるとしている。（乙第169号証15頁左段33行目ないし40行目）

なお、埼玉県の営む水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とし（水道法1条），埼玉県は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講ずる義務を負い（同法2条1項），地域の自然的・社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、これを実施しなければならず（同法2条の2第1項），水道事業者として、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならず（同法15条1項），水道

により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない義務を負い、渴水によって県民の生活が影響を受けないよう努力する義務を負っている。そして、八ッ場ダムに係るダム使用権の設定の申請も、このような責務を果たすために行われるものであり、上記の義務を全うし、将来の経済、社会の発展にも対応することができるよう、長期的な水道需要及び供給能力を予測し、その必要性を判断すべきものである。

第2 利根中央事業に関する農業用水転用水利権導入の経緯について

控訴人らは、埼玉県企業局が利根中央事業に関して、「冬期及び平滑化のためのダム参加は、必要ないよう措置すること」との意見は、農業用水転用水利権で冬場の取水が可能だという認識がなければ出てこない意見で、その趣旨として埼玉県企業局および農業局は、農業用水転用水利権については、非かんがい期を含め年間通期の水利権とされるべきであり、別途に非かんがい期の水源手当が必要とされるべきではないという立場で河川管理者と協議していくことを埼玉県全体の方針として確認していた、などともともと無理なことを勝手に推察している。

この要望は、新たな事業となる利根中央事業への参画において、非かんがい期の水源手当を利根中央事業の中へ組み込むことによって、埼玉県水道における農業用水転用水利権を通年の水利権として付与するか、或いは埼玉県水道における農業用水転用水利権がかんがい期のみ付与される場合であっても、安定水利権として認められることの了解を、河川管理者から得るよう要望したものである。

したがって、控訴人らの言う、「冬期用水の手当をしないで済むように河川協議で交渉していくと回答した。」は取水が可能であるという認識を持って要望したものではなく、却って権利がないからこそ、それを問題にしているものであり、協議の過程について、控訴人らの都合の良い部分だけを切り取った勝手な主張であり、失当である。

第3 取水制限時の農業用水転用水利権の扱いについて

1 控訴人の求釈明事項について

「平成13年渇水及び平成24年渇水において、通年を通しての暫定水利権と、非かんがい期が暫定とされている農業用水転用水利権とに分けて、それぞれ、どのような取水制限が行われたのかを明らかにされたい。その際、証拠となる公式文書も示されたい。また、埼玉県水道における上記2種類の暫定水利権のそれぞれの許可水量も明示されたい。」

ア 取水制限の内容及び埼玉県水道における暫定水利権の許可水量

	通年を通しての暫定水利権			農業用水転用水利権		
	名称	許可水量(m ³ /S)	取水制限(%)	名称	許可水量(m ³ /S)	取水制限(%)
平成13年	ハッ場ダム	2.215	20	農水合理化一次	2.166	10
	霞ヶ浦導水	0.94	20	農水合理化二次	1.581	10
				埼玉合口二期	3.704	10
平成24年	ハッ場ダム	0.67	20	農水合理化一次	2.148	10
				農水合理化二次	1.581	10
				埼玉合口二期	1.986	10
				利根中央	1.371	10

※ 農業用水転用水利権は、かんがい期及び非かんがい期とも暫定水利権である。

イ 証拠となる公式文書は別紙1～3のとおりである。

別紙1（「乙第121号証の1」として提出済み）

「平成13年度第1回利根川水系渇水対策連絡協議会の開催結果について」

(平成13年8月7日 利根川水系渇水対策連絡協議会

[事務局 関東地方整備局] 記者発表資料)

「8月10日10時より10%の取水制限(施設未完成の暫定水利は20%)を実施」

別紙2 (乙第174号証)

「平成24年度第3回利根川水系渇水対策連絡協議会幹事会(臨時)の開催結果について」

(平成24年9月7日 利根川水系渇水対策連絡協議会

[事務局 関東地方整備局] 記者発表資料)

「9月11日9時より10%の取水制限(施設未完成の暫定水利は20%)を実施」(要旨)

別紙3 (乙第175号証)

「利根川水系の取水制限を全面解除」

(平成24年10月3日 利根川水系渇水対策連絡協議会

[事務局 関東地方整備局] 記者発表資料)

「9月24日17時から一時的に取水制限を緩和していました。・・・本日、10月3日10時をもって取水制限を全面解除します」(要旨)

施設未完成の暫定水利権は20%の削減とされたが、それ以外は、10%削減とされた。

「非かんがい期が暫定とされている農業用水転用水利権」は10月～3月までの期間のものである。この時期に取水制限されれば、施設未完成の暫定水利権として、20%削減の対象となった。

平成13年の渇水の取水制限時期は8月10日～23日、

平成24年の渇水の取水制限時期は9月11日～10月3日であったが、9月24日から一時的に解除され、解除されたまま10月3日に終了した。

上記のように、10月になってからは取水制限されなかったので、10%で済んだものである。

これは、証人尋問において、齋藤証人が述べたように、河川法第53条の規定に基づき、渇水時においては国及び関係地方公共団体で構成する利根川水系渇水対策連絡協議会が開催され、権利のない埼玉県において混乱が生じないよう関係利水者の理解と協力を得て互譲の精神のもと、暫定水利権についても、取水量ゼロとはせずに、今まででは利水者間に差がない削減率による給水をしてもらったものである。このような恩恵的取り扱いをしてもらった事実をもとに齋藤証人が暫定水利権が不利益に扱われたことがないと述べているものである。（平成21年9月2日、齋藤証人調書2—9頁ないし2—11頁及び4—13頁ないし4—15頁）

（なお、暫定水利権の割合は、29%で、暫定水利権のない神奈川県を除く1都5県の中で、埼玉県は一番高い。他は5~22%）

言い換えると、水道事業者としての責務を全うするために、関係利水者の理解と協力が得られるよう行政的配慮について尽力した賜で、埼玉県に権利性が認められているというものではないのである。

したがって、厳しい異常事態が生じても同様に扱ってもらえる保障はなく、控訴人らが主張するように、長期間にわたり不利に扱われることもなく利用できているからといって安定水利権と同等であるというのは、他の水利権者から見れば身勝手な法を無視した控訴人らの勝手な言い分であり、本来の水利権行政の秩序を乱すものであり、控訴人らの主張は失当である。

第4 渡良瀬貯水池の干し上げについて

控訴人らは、「別紙2は、2004年から2010年迄の渡良瀬貯水池からの放流量と栗橋地点の流量との関係をみたものである。栗橋地点の流量は、渡良瀬貯水量からの放流量を差し引いても、確保すべき正常流量を上回っており、その放流は全くの無効放流となっている。」と主張する。

平成 24 年 10 月 17 日付被控訴人準備書面（1）17 頁にも記載しているが、再度反論する。国土交通省が公表している利根川の利水のための広域低水管理によれば、利根川への水の補給は、渡良瀬貯水池を含む利根川上流ダム群と下流の導水路や河口堰等の水資源開発施設を効率的、効果的に運用し行っている。利根川流域は、毎年 1 月～3 月は降雨量が少なく、水源地である山間部では、降雪は積もったまま流出しないため、河川流量の減少に伴い用水等の不足が生じないよう、この時期に渡良瀬貯水池を含む上流ダム群から水の補給を行い、ダム貯水量が減少する。渡良瀬貯水池では河川への補給を行い貯水量をゼロにすることを利用して異臭（カビ臭）発生抑制のための干し上げを行っている。

このような渡良瀬貯水池の干し上げを行っても、河川管理者の適正な広域低水管理が行われ、利水者は安定的な取水が可能となっている。干し上げ期間中は、渡良瀬貯水池から放流していた間に貯水量が節約されていた他の上流ダム群から、利根川へ水を補給することにより、用水等が賄われることになっている。

渡良瀬貯水池の干し上げは、貯水池の維持管理の必要性から行われるもので、冬期に水源に余裕あることを示すのではない。河川流量が減少し、取水量確保のため他の上流ダム群から利根川の正常流量を維持するため水の補給が行われているからこそ可能なのであって、渡良瀬貯水池の干し上げをもつて冬期の水源に余裕があるという主張は、根拠のない誤解である。

また、平成 25 年 4 月 22 日付控訴人準備書面（13）の別紙 2 「渡良瀬貯水池の干し上げのための放流量と利根川・栗橋の流量との関係（2004～2010 年）」の表で、実際に 2006 年 2 月 10 日及び 2010 年の 1 月 11 日のプロットでは、渡良瀬貯水池からの放流がなければ栗橋流量は、確保すべき正常流量を下回っていて、控訴人が言っている無効放流ではなく、確保すべき正常流量を上回っていない根拠を示している。

なお、控訴人らは、2004 年（平成 16 年）から 2010 年（平成 22

年) の冬期渇水が発生しなかった時期のデータのみをもって、冬期の水余りを示すものであるのは明白であると主張するが、平成8年(1/22～3/27)と平成9年(2/1～3/25)には冬期渇水が発生し、取水制限が行われている。

故に、渡良瀬貯水池の干し上げをもって冬期の水源に余裕があるとの主張は、根拠のない誤解である。

(以上)

第1回利根川水系渇水対策連絡協議会
の開催結果について

記者発表資料

乙第
12/号証
の
り

【利根川上流ダム群の貯水量 赤信号点滅!】

上流ダム群の水がめ回復見込めず

利根川上流域における7月の降水量は、まとまった降雨がなく、少雨傾向が続いていることから、平年の60%の少雨となりました。

この少雨の影響で首都圏の水ガメである利根川上流8ダムでは、農業用水や生活用水等の需要を満たすため、連日ダムに貯めた水を利根川に補給してきておりますが、ダムからの補給水量が増大し、ダム貯水量の著しい低下が続いており、8月7日現在の利根川上流8ダムの貯水量は、1億9,507万m³、貯水率57%（平年比69%）まで減少しています。

このため、第1回利根川水系渇水対策連絡協議会（会長：国土交通省関東地方整備局長 奥野晴彦）を開催し、今後の見通しと対策について協議した結果、今後、利根川上流8ダムの貯水量が好転するような降雨がない場合には、8月10日10時より10%の取水制限を実施することを確認しました。

今後も、気象状況に応じたきめ細かなダム運用を行っていきますが、日常生活においても「風呂水の有効利用」「水の流し放しはしない」等、限りある水資源の有効活用に努め、日頃からの節水にご協力をお願いいたします。

※ 利根川上流8ダム及び鬼怒川上流3ダムの貯水量及び貯水率については、リアルタイムの情報をお届けするため、どなたでも利用できる電話応答サービスを実施しています。どうぞご利用下さい。

電話番号（利根川上流8ダム） 027-255-5692

電話番号（鬼怒川上流3ダム） 028-661-3405

※ ホームページでも情報をお届しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp>

平成13年8月7日（火）

利根川水系渇水対策連絡協議会（事務局：関東地方整備局）

発表記者クラブ

さいたま新都心記者クラブ

竹芝記者クラブ（関東地方整備局）

問 い 合 わ せ 先	
国土交通省	関東地方整備局 河川部
〒330-9724	さいたま市北袋町1-21-2
	さいたま新都心合同庁舎2号館
電話（代 表）	048-601-3151
	（休政課夜間直通） 048-600-1334
	（河川調整課夜間直通） 048-600-1336
	水政課長 麓（内線）3551
	水政課建設専門官 酒井（内線）3556
	河川調整課長 唐澤（内線）3651
	河川調整課長補佐 富岡（内線）3652

本日、平成13年度第1回利根川水系渇水対策連絡協議会（会長：国土交通省関東地方整備局長 奥野晴彦）を開催し、利根川上流ダム群等の現況及び今後の対策について次のとおり確認しました。

1 現況

① [降水量]

利根川栗橋上流域の降水量は、今年1月から6月までほぼ交互に平年を上回ったり下回ったりしましたが、7月については、1116mm、平年比60%の少雨となっています。

② [利根川上流8ダムの貯水量]

利根川上流8ダムの貯水量は、8月7日9時現在、1億9,507万m³、夏期制限容量に対して57%、平年比69%と同時期の貯水量を下回る状況となっています。

③ [7月の補給効果]

7月1日以降の今夏の猛暑により河川流量が著しく低減したことから、都市用水や農業用水の需要を満たすため、上流ダム群から約1億0,000万m³の補給を実施し、取水の安定を図りました。

2 今後の見通し

① [降水量の見通し]

気象庁8月3日発表の1ヶ月予報によれば、8月4日から9月3日の関東甲信地方の降水量については、「少ない」確率が40%、「平年並」の確率が40%、「多い」確率が20%となっており、また7月23日発表の3ヶ月予報によれば、降水量は8月、9月、10月とも「平年並」となっています。

② [ダム貯水量の見通し]

利根川上流8ダムは、7月に入ってからの少雨の影響を受け、ダムからの補給量が急激に増加しています。

今後、ダムの貯水量が回復するような降雨が無かった場合、利根川上流8ダムからの補給量は更に続くものと予想され、夏場における都市用水の需要の増大と、農業用水の需要が継続する状況下において、現在のダムの容量を有効に使い渇水を乗り切るためにには、取水制限を実施しなければならない事態も考えられます。

3 今後の対策

① 現在、利根川上流ダム群の貯水量は低下しており、今後ダムの貯水量が好転するような降雨がなければ、8月10日10時より10%の取水制限（施設未完成の暫定水利は20%）を実施します。

また、同様な状況が継続し、上流ダム群の貯水量が更に低下した場合には、早ければ来週後半にも取水制限を強化することとします。

② 利根川に依存する利水者及び関係機関においては、水資源の有効利用を図るため各種用水の取水状況の把握と節水に努めると共に、幅広い広報活動を通じて、水利用者に節水への協力を要請していきます。

別約2

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kanto Regional Development Bureau平成24年9月7日(金)
利根川水系渇水対策連絡協議会
(事務局: 関東地方整備局)

記者発表資料

平成24年度

第3回利根川水系渇水対策連絡協議会幹事会
(臨時)の開催結果について

『利根川上流ダム群の貯水量が大幅に減少』

1. 開催状況

日時: 平成24年9月7日(金) 14:00~15:00

場所: さいたま新都心合同庁舎2号館 14階 災害対策本部室

協議会構成: 国土交通省関東地方整備局、経済産業省関東経済産業局、農林水産省関東農政局、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、独立行政法人水資源機構

協議会の目的: 利根川水系の渇水時における円滑な水需給の調整を図る。

2. 現状と今後の見通し(詳細は、別添概要書参照)

・ダムの貯水状況 利根川上流8ダムでは平年を大きく下回る貯水量

(1億3,707万m³、貯水率40%、平年比54%)・降雨の状況 栗橋上流域における8月の降水量は、平年を大きく下回る87mm
(平年比42%)

・今後の見通し 今後も少雨傾向が続いた場合、利根川上流8ダムからの補給は更に続くものと予想され、かんがい期における農業用水及び都市用水の需要が継続する状況下において、現在のダム容量を有効に使うとともに、必要に応じ取水制限等の対応を実施しなければならない事態も考えられます。

3. 今後の対策(詳細は、別添概要書参照)

・今後、利根川上流8ダムの貯水量が好転するような降雨がない場合には、9月11日9時より10%の取水制限を実施することを確認しました。なお、今後の降雨状況等を勘案し、9月10日の利根川水系渇水対策連絡協議会において決定します。

・水資源の有効利用を図るため、自主節水に努めるとともに幅広い広報活動を通じて、利用者に節水への協力を要請していきます。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ、竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、
東京都庁記者クラブ、千葉県政記者会、茨城県政記者クラブ、
栃木県政記者クラブ、刀水クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 河川部水政課 小池 勇 (内線) 3515	住所 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
水政調整官 澤田 聰 (内線) 3551	電話(代 表) 048-601-3151 (水政課夜間直通) 048-600-1334
水政課長 一條 勝志 (内線) 3557	(河川環境課夜間直通) 048-600-1336
建設専門官 河川部河川環境課 河井 正大 (内線) 3651	
河川環境課長 吉川 宏治 (内線) 3652	

平成24年度第3回利根川水系渇水対策連絡協議会幹事会 (臨時)の開催結果について(概要)

1. ダムの貯水状況・降雨状況と今後の見通し

首都圏の水ガメである利根川上流8ダムと鬼怒川上流3ダムの9月7日時点の貯水量は、表のとおりであり、利根川上流8ダム、鬼怒川上流3ダムともに平年を下回る状況です。

	貯水量(貯水率)	平年比	備考
利根川上流8ダム (9月7日0時)	1億3,707万m ³ (40%)	54%	平年を大きく下回る (H4~H23平均)
鬼怒川上流3ダム (9月7日0時)	7,186万m ³ (75%)	87%	平年を下回る (S60~H23平均)

平成24年8月の降水量は表のとおりです。

	累加降水量	平年比	備考
利根川栗橋上流域 (8月)	87mm	約42%	平年を大きく下回る (S23~H23平均)
鬼怒川佐貫上流域 (8月)	109mm	約39%	平年を大きく下回る (S47~H23平均)

利根川上流ダム群は、7月1日には夏期制限容量に対して100%の貯水率となり貯水量を維持していましたが、7月末からの少雨の影響を受け、ダムからの補給量が急激に増加しています。

今後も少雨傾向が続いた場合、利根川上流8ダムからの補給は更に続くものと予想され、かんがい期における農業用水及び都市用水の需要が継続する状況下において、現在のダム容量を有効に使うとともに、必要に応じ取水制限等の対応を実施しなければならない事態も考えられます。

2. 今後の対策

①現在、利根川上流ダム群の貯水量は過去3番目に低い貯水量となっており、今後ダムの貯水量が好転するような降雨がなければ、9月11日9時より10%の取水制限(施設未完成の暫定水利は20%)を実施することを確認しました。なお、今後の降雨状況等を勘案し、9月10日の利根川水系渇水対策連絡協議会において決定します。

②なお、利根川に依存する利水者及び関係機関においては、水資源の有効利用を図るため各種用水の取水状況の把握と自主節水に努めるとともに幅広い広報活動を通じて、利用者に節水への協力を要請していきます。

※ ダムの貯水量及び貯水率の情報を、電話応答サービスにより、リアルタイムに提供しています。 どうぞご利用下さい。
・利根川上流8ダム 電話番号 027-255-5692
五十里ダム 電話番号 0288-78-0440
・鬼怒川上流3ダム 川治ダム 電話番号 0288-78-0908
川俣ダム 電話番号 0288-96-0288
※ ホームページでもダムの情報をお届けしています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000010.html (首都圏の水資源状況について)



平成24年10月3日(水)
利根川水系渇水対策連絡協議会
(事務局:関東地方整備局)

記者発表資料

利根川水系の取水制限を全面解除

9月10日の第1回利根川水系渇水対策連絡協議会(会長:国土交通省関東地方整備局長)では、9月11日(火)9時より10%の取水制限を開始しましたが、その後、一時的に河川流況が改善したため、9月24日17時から一時的に取水制限を緩和していました。更に、9月30日からの台風17号による降雨に伴い、利根川上流8ダムの貯水量が回復し、河川流況も改善されました。

このような状況から、第2回の利根川水系渇水対策連絡協議会では、本日、10月3日10時をもって取水制限を全面解除します。

なお、今後も気象状況に応じたきめ細かなダム運用を行っていきますが、日常生活においても「風呂水の有効利用」「水の流し放しはしない」等、限りある水資源の有効活用のため、節水にご協力をお願いいたします。

10月3日0時現在

- ・利根川上流域の降水量
9月 221mm 平年比 104%
- ・利根川上流8ダム貯水状況
1億9,654万m³ 貯水率 43%
平年比 74%

※ ダムの貯水量及び貯水率の情報を、電話応答サービスにより、リアルタイムに提供しています。
どうぞご利用下さい。

・利根川上流8ダム 電話番号 027-255-5692

五十里ダム	電話番号	0288-78-0440
・鬼怒川上流3ダム 川治ダム	電話番号	0288-96-0288
川俣ダム	電話番号	0494-55-0116

※ ホームページでもダムの情報をお届けしています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ、竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、
東京都庁記者クラブ、千葉県政記者会、茨城県政記者クラブ、
栃木県政記者クラブ、刀水クラブ

問い合わせ先

国土交通省	住所	〒330-9724
関東地方整備局 河川部水政課		埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
水政調整官 小池 勉 (内線) 3515		さいたま新都心合同庁舎2号館
水政課長 清田 齊 (内線) 3551	電話(代)	048-601-3151
建設専門官 一條 勝志 (内線) 3557	(水政課夜間直通)	048-600-1334
河川部河川環境課	(河川環境課夜間直通)	048-600-1336
河川環境課長 向井 正大 (内線) 3651		
建設専門官 吉川 宏治 (内線) 3652		

